

ストーカー・つきまとい

つきまとい等とは

特定の人に対する恋愛感情や好意の感情、またはその感情が満たされなかったことへのうらみなどの感情を充足させる目的で、その人やその身近な人（配偶者・親族など）に対し、下記のような行為をすることをいいます。

「つきまとい等」8つのパターン

パターン1

つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・見張りなど



パターン2

監視していることを告げる



パターン3

面会や交際などを要求



パターン4

著しく粗野、乱暴な言動をする



パターン5

無言電話、連続した電話やFAX



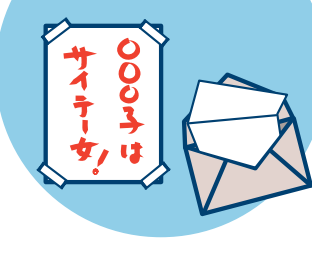
パターン6

汚物などの送付



パターン7

名誉を害することを告げる



パターン8

性的しゅう恥心の侵害

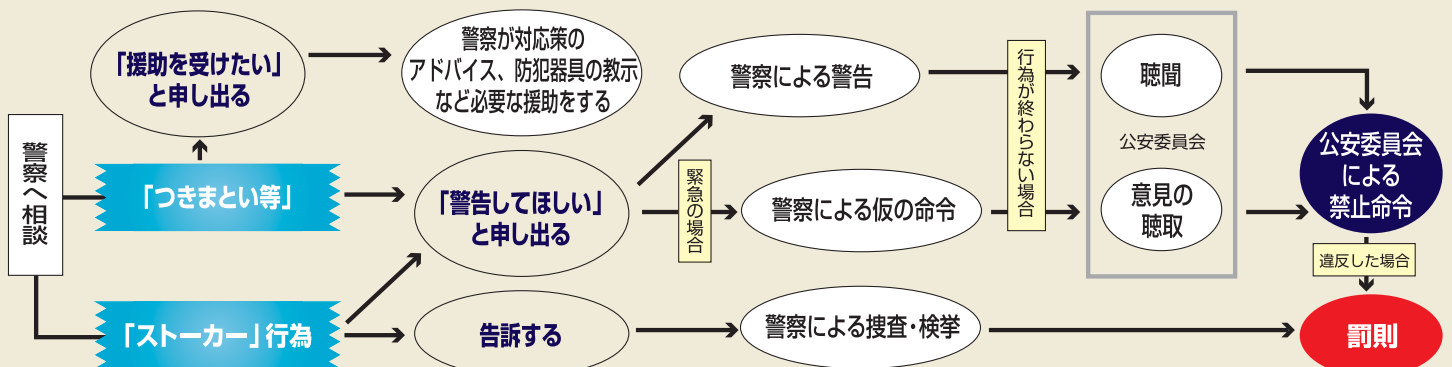


ストーカー行為とは

つきまとい等を同一の人に対し、繰り返して（反復して）行うことをいいます。

※ただし8パターンのうち1～4の行為がストーカー行為に当たるのは、身体の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害されることになるかもしれないという不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限定されます。

被害が深刻になる前に、まず警察に相談を



奈良県では、法律の他に「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を制定し、県民の平穏な生活を保持することに努めています。